

蒲郡市泉源維持管理事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、継続的な温泉水利用により観光振興対策に寄与するとともに、観光開発の推進及び地域の活性化並びに公共の利益増進を図るため、蒲郡市の泉源維持管理・運営にかかる費用に対し、蒲郡市泉源維持管理事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 入湯税 鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税する税金をいう。
- (2) 入湯税特別徴収義務者 鉱泉浴場の経営者をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 入湯税特別徴収義務者の属する各地区の旅館組合及び旅館（同業者）協同組合（以下「旅館組合」という。）
- (2) 入湯税特別徴収義務者が利用する泉源を所有及び管理する協同組合（以下「所有組合」という。）
- (3) 入湯税特別徴収義務者であり、かつ、泉源を所有及び管理する者（以下「泉源所有者」という。）

(補助金の交付基準)

第4条 補助金の交付基準額は、次条に規定する算定期間に旅館組合の組合員、所有組合の組合員又は泉源所有者が納入した入湯税の総額とする。ただし、納期を過ぎて納入された入湯税は含まない。

(補助金の交付基準額算定期間)

第5条 補助金の交付を申請する年度の前々年度の10月1日から前年度の9月末日までの1年間とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、旅館組合については基準額の30%以内、所有組合及び泉源所有者については基準額の20%以内で市長の定める額とする。

2 補助金の額の決定にあたっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の使途限定)

第7条 補助金は、鉱泉源の保護管理施設、消防施設及び環境衛生施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助対象団体は、蒲郡市泉源維持管理事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 蒲郡市泉源維持管理事業事業計画書（第2号様式）
- (2) 蒲郡市泉源維持管理事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 補助対象団体の定款又は規約
- (4) 補助対象団体の役員名簿

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるものについて、速やかに補助金の交付決定をしなければならない。

2 前項において、補助金の交付決定をしたときは、速やかに前条の申請をした補助対象団体に対して、蒲郡市泉源維持管理事業費補助金交付決定通知書（第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、補助金の交付決定を通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 前条第2項の規定により交付決定の通知を受けた補助対象団体（以下「交付決定団体」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更等の承認及び交付決定の変更)

第11条 交付決定団体は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ

め蒲郡市泉源維持管理事業変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を生じない場合における次に定める事項の変更については、この限りでない。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的又は効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の20パーセント以内のもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とする。

(2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 補助事業の変更申請が交付決定の前である場合は、交付決定をもって、第1項に規定する市長の承認を受けたものとみなす。

4 市長は、前項の場合を除き、第1項の規定により当該補助金の交付の決定を変更した場合は、蒲郡市泉源維持管理事業費補助金変更決定通知書（第6号様式）により、当該交付決定団体に通知しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第12条 交付決定団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市泉源維持管理事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により当該補助金の中止又は廃止を決定した場合は、蒲郡市泉源維持管理事業中止（廃止）承認通知書（第8号様式）により、当該交付決定団体に通知しなければならない。

（事業遅延の報告）

第13条 交付決定団体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、当該年度の12月の末日までに、蒲郡市泉源維持管理事業遅延報告書（第9号様式）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第14条 交付決定団体は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い期日までに、蒲郡市泉源維持管理事業実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 蒲郡市泉源維持管理事業事業報告書（第11号様式）

(2) 蒲郡市泉源維持管理事業収支決算書（第 1 2 号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 1 5 条 市長は、実績報告があったときは、内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市泉源維持管理事業費補助金確定通知書（第 1 3 号様式）により、当該交付決定団体に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第 1 6 条 市長は、前条の規定による補助金の額を確定した後に、その額を交付決定団体に支払うものとする。

2 交付決定団体が、補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を前渡（概算払又は前金払）することができる。

3 交付決定団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書に交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の決定取消し及び返還）

第 1 7 条 市長は、交付決定団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金を既に交付しているときは、期間を定めて、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 計画の中途において当該事業を取り止めたとき。

(4) その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件又は法令に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、蒲郡市泉源維持管理事業費補助金交付決定取消通知書（第 1 4 号様式）により、当該補助対象団体に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により補助金を返還させる場合における当該補助金の返還に係る加算金及び延滞利息については、規則第 2 0 条に規定する補助金等の返還の例による。

（補助金の経理）

第 1 8 条 交付決定団体は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした

帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第19条 市長は、交付決定団体に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、補助対象期間終了後も、補助対象団体に対し、補助事業に関し必要な報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 蒲郡市泉源維持管理報奨金制度要綱は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

蒲郡市泉源維持管理事業費補助金交付申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

（ 事務担当者名
電 話 番 号 ）

下記事業を実施するについて、蒲郡市泉源維持管理事業費補助金の交付を受けたいので、蒲郡市泉源維持管理事業費補助金交付要綱第8条により申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 千円

2 補助金を受けて実施しようとする事業

事 業 の 名 称	事 業 費	補助金申請額	備 考
	円	円	

（添 付 書 類）

- (1) 蒲郡市泉源維持管理事業事業計画書（第2号様式）
- (2) 蒲郡市泉源維持管理事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 補助対象団体の定款又は規約
- (4) 補助対象団体の役員名簿

第2号様式（第8条関係）

蒲郡市泉源維持管理事業事業計画書

1 事業の名称	
2 実施予定年月日	
3 実施予定場所	
4 実施内容	
5 事業効果	
6 備考	

第3号様式（第8条関係）

蒲郡市泉源維持管理事業収支予算書

[illegible]

《注意》 1 科目ごとに具体的に記入してください。
2 見積書、図面、カタログ等の参考資料を添付してください。

第4号様式（第9条関係）

蒲 第 号

申 請 者

所 在 地

名 称

代表者名

蒲郡市泉源維持管理事業費補助金

交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった蒲郡市泉源維持管理事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定します。

年 月 日

蒲郡市長

記

1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付による申請書記載のとおりとします。

2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費 金 円

補 助 金 の 額 金 円

3 補助事業に要する経費の配分及びその使用方法是、交付申請書記載のとおりとします。

4 補助事業に付する条件は、次のとおりとします。

- (1) 補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を生じない場合、経費の配分の変更が支出科目相互間において、いずれか低い方の20パーセント以内である場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助金を補助事業以外の目的又は用途に使用しないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第5号様式（第11条関係）

蒲郡市泉源維持管理事業変更承認申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

（ 事務担当者名
電 話 番 号 ）

年 月 日付 蒲 第 号で交付決定のありました蒲郡市泉源維持管理事業を
下記のとおり行いたいので、蒲郡市泉源維持管理事業費補助金交付要綱第11条により申請します。

記

1 事業の変更内容

2 事業の変更理由

（添 付 書 類）

- (1) 計画変更に伴う事業活動の概要（第2号様式を使用しても構いません）
- (2) 経費配分の変更が分かるもの（第3号様式を使用しても構いません）
- (3) その他市長が必要と認める書類

蒲 第 号

申 請 者

所 在 地

名 称

代表者名

蒲郡市泉源維持管理事業費補助金

変更決定通知書

年 月 日付蒲 第 号で通知した交付決定を、下記のとおり変更することに決定します。

年 月 日

蒲郡市長

記

1 変更決定事項

補助事業に要する経費

変更前 金 円

変更後 金 円

補助金の額

変更前 金 円

変更後 金 円

2 変更決定理由

3 変更後の補助事業に要する経費の配分及びその使用方法是、変更承認申請書の記載のとおりとします。

第 7 号様式（第 1 2 条関係）

蒲郡市泉源維持管理事業
〔中止
廃止〕承認申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

〔事務担当者名
電 話 番 号〕

年 月 日付け（蒲 第 号）で交付決定のありました蒲郡市泉源維持管理事業を下記の
とおり〔中止
廃止〕したいので、蒲郡市泉源維持管理事業費補助金交付要綱第 1 1 条により申請します。

記

1 中止（廃止）使用とする理由

注：具体的に記入してください。

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

蒲 第 号

申 請 者
所 在 地
名 称
代表者名

蒲郡市泉源維持管理事業
〔中止〕承認通知書
〔廃止〕

〔中止〕
〔廃止〕 年 月 日付で申請のあった蒲郡市泉源維持管理事業の
については、下記のとおり承認します。

年 月 日

蒲郡市長

記

- 1 承認の内容
- 2 承認の条件

第 9 号様式（第 1 3 条関係）

蒲郡市泉源維持管理事業遅延報告書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

（ 事務担当者名
電 話 番 号 ）

年 月 日付蒲 第 号で交付決定のありました蒲郡市泉源維持管理事業の実施時期が、下記のとおり遅延しますので報告します。

記

1 遅延後の実施予定年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

2 遅延する理由

第 1 0 号様式（第 1 4 条関係）

蒲郡市泉源維持管理事業実績報告書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

〔 事務担当者名
電 話 番 号 〕

年 月 日付蒲 第 号で補助金の交付決定を受けた蒲郡市泉源維持管理事業が完了したので、蒲郡市泉源維持管理事業費補助金交付要綱第 1 4 条により報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 千円

2 補助金を受けて実施した事業

事 業 の 名 称	補助対象事業費	補助金交付決定額	備 考
	円	円	

（添 付 書 類）

- (1) 蒲郡市泉源維持管理事業事業報告書（第 1 1 号様式）
- (2) 蒲郡市泉源維持管理事業収支決算書（第 1 2 号様式）
- (3) 補助対象となった経費の支払い領収書の写し
- (4) その他事業の成果が分かる資料（写真、実績物など）

第11号様式（第14条関係）

蒲郡市泉源維持管理事業事業報告書

1 事業の名称	
2 実施年月日	年 月 日 ～ 年 月 日
3 実施場所	
4 実施内容	
5 事業効果	
6 備考	

蒲郡市泉源維持管理事業収支決算書

[illegible]

《注意》 1 科目ごとに具体的に記入してください。
2 領収書の写しや事業の成果がわかる資料を添付してください。

蒲 第 号

申 請 者

所 在 地

名 称

代表者名

蒲郡市泉源維持管理事業費補助金

確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった蒲郡市泉源維持管理事業費補助金については、下記のとおり確定します。

年 月 日

蒲郡市長

記

- 1

補助金交付決定額

円
- 2

補助金確定額

円

第 1 4 号様式（第 1 7 条関係）

蒲 第 号	
補助事業者	
所 在 地	
名 称	
代表者名	
蒲郡市泉源維持管理事業費補助金	
交付決定取消通知書	
年 月 日付蒲 第 号	で通知した交付決定を、下記の とおり取り消します。
年 月 日	
蒲郡市長	
記	
1 取消しの内容	
2 取消しの理由	